

システム情報科学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

平成28年8月 8日 システム情報科学府主任会 議決

令和 2年7月13日 システム情報科学府主任会 改正

令和 3年5月10日 システム情報科学府主任会 改正

1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN室」という。）に相談する。相談を受けたIN室は、学生との面接を実施する。なお、学生との面談を実施した者を「面接責任者」及び「面談対応者」（以下、「面談者等」という。）とする。

2. システム情報科学府における合理的配慮の協議（流れ図①～⑥）

システム情報科学府における合理的配慮の協議は、以下のとおりとする。

- 1) 修学上の配慮・支援を希望する該当学生は、IN室での面接を受け、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」および別紙「合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧」の必要事項を記入する。（流れ図①）
- 2) 面談者等は、授業・試験・生活等に関する合理的配慮（以下、配慮という）が必要であると判断した場合には、学生本人の希望・意向を確認し様式1に学期ごとの要望書の更新の必要性の有無を記入したうえで、署名・押印する。（流れ図②）様式1および別紙は、学生本人が学務部学生支援課（以下「学生支援課」）へ提出する。学生本人が提出することが困難な場合は、面談者等が提出を代行する。なお、面談者等は、様式1および別紙電子データを学生支援課へ提出する。（流れ図③）
- 3) 様式1の宛先がシステム情報科学府長の場合、当該要望書が学生支援課から工学部等教務課教務係（以下「教務係」）へ送付されるため、様式1を受領した教務係は、学生の所属する専攻の主任教授に配慮内容の検討を依頼する。（流れ図④、⑤）
- 4) 依頼を受けた主任教授は、専攻会議等で速やかに配慮内容を検討のうえ、システム情報科学府長に検討結果を報告する。（流れ図⑥）
- 5) 主任教授より検討結果の報告を受けたシステム情報科学府長は、配慮内容を決定する。
なお、内容の決定にあたっては、以下の点に留意するものとする。
○要望した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学部等学生係等と情報共有に努める。

3. 配慮内容の通知（流れ図⑦～⑧）

配慮内容決定後、教務係は学府長名義で「合理的配慮依頼文（様式2）」を作成する。作成後、教務係は「合理的配慮依頼文（様式2）」を、授業担当教員及び指導教員へ送付するとともに、この様式2の写しを学生支援課およびIN室に送付する。（流れ図⑦）また、教務係は、システム情報科学府長名義で「合理的配慮受付通知文（様式3）」を作成し、学生へ送付する。（流れ図⑧）

4. 建設的対話（流れ図⑨⑩⑪⑫）

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、様式2への教員の回答、およびその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。

担当教員は、学生の所属する専攻事務室から送付された様式2をもとに、要望された配慮の実施可否等について検討し、検討結果の回答を様式2へ記入して教務事務室へ送付する（⑨）。その際、「要検討」および「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。教務事務室は、教員の検討結果が記入された様式2を学生、および教務係へ随時送付する（⑩）。教務係は、様式2を随時学生支援課およびIN室へ送付する。

学生は、検討結果が記入された様式2をもとに、要望した配慮は「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する（⑪⑫）。直に行う建設的対話については、様式1において学生が部局による調整を希望している場合は、学生が専攻事務室に申し出ることとし、専攻事務室は実施方法や日程等の調整を行い、同席し、対話の内容を記録する。

5. 配慮の実施（流れ図⑬）

担当教員は、配慮の実施にあたって必要な準備等がある場合は、教務係および専攻事務室と協議する。担当教員は、上記4. の建設的対話および⑫の協議等により、合意形成し配慮を実施する（⑬）。

6. 部局のみで対応が困難な事例の報告相談（流れ図⑭）

部局のみで対応が困難な事例が発生した場合には、システム情報科学府長は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）に相談するものとする。

7. 不服申立

学生は、システム情報科学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合には、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

8. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※適宜、IN室が相談に応じる。

